

ふれあい・子育てサロン事業推進要綱

益田市社会福祉協議会

(目的)

第1条 子育て家庭を中心とした地域住民が気軽に、無理なく、自由に集い、子育ての相談や情報交換、仲間づくりをおこない、互いに支え合い、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりに向けて、子育て家庭を地域ぐるみで支えることを目的とする。

(対象者)

第2条 益田市内に居住する未就学児（乳幼児を含む）の子を持つ子育て中の保護者、及びこれから出産を控えた親、地域で子育てを支援することに関心のある住民等を対象とする。

(活動主体)

第3条 各地区社会福祉協議会の支援のもとに、子育ての当事者の他、民生・児童委員、ボランティア、NPO、自治会・町内会、地域の関係機関の職員や専門家等が協議し主体的に活動支援を行う組織とする。

(活動範囲と場所)

第4条 サロンの設置場所については、その地域の参加者が自由にかつ徒歩で行動できる範囲の公的施設や集会所等とする。また、そこを活動の拠点とする。サロン事業の1カ所当たり参加者は10人～20人程度とする。

(活動の内容)

第5条 参加者が気軽に楽しく無理なく自由に利用できる場づくりに努め、概ね次の内容を参考に、プログラムやスケジュールを立て活動する方法と、参加者の自主性に任せ時間設定をする方法がある。

- ア. 養護（くつろぎ・おしゃべり）
- イ. 情報交換会
- ウ. 育児相談（保健師や保育士がサポート）
- エ. 健康チェック活動（身長、栄養、発育状況）
- オ. レクリエーション活動（歌・ゲーム等）
- カ. 絵本の読み聞かせ・手遊び
- キ. 玩具での遊び、お絵かき
- ク. 各種創作活動
- ケ. 料理教室とふれあい教室

(運営)

第6条 サロン活動を効率かつ継続的に展開するため、対象者（利用者）やボランティア等（協力者）が相互協力し運営に当たる。

2. サロン活動の中心となり、益田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）等関係団

体との円滑な連携・協働を図るため代表者1名おくこととする。

3, 組織の名称、簡単な会則、活動日時等については各サロンの協議により定める。

4, 活動回数は月1回以上とする。

(活動助成)

第7条 サロン活動に要する経費として、市社協がサロンの設立年数に応じて、次の金額を上限に助成する。

サロン設立1年目・・・・・・・・65,000円

サロン設立2,3年目・・・・・・・・30,000円

サロン設立4,5年目・・・・・・・・15,000円

サロン設立6年目以降・・・・・・・・10,000円

2, 活動助成金は、年度内の事業を対象とし、対象経費としては別表1に定めるものとする。

(会費等)

第8条 利用者との協議により会費を負担させることができる。また各種行事等により利用者から実費経費(料理材料費、弁当実費等)を徴収することができる。

(実績報告等)

第9条 助成金の交付を受けたサロンは、当該年度の事業完了後速やかに、市社協会長に報告するものとする。

(活動上の事故対応)

第10条 サロン活動協力者にはボランティア登録することにより、市社協が一部補助する。

(プライバシーの保護)

第11条 このサロン活動上で知った個人情報(外部に漏らさない)。

(その他)

第12条 この推進要綱に定めるものの他、活動助成手続に関する事等必要な事項は市社協会長が別に定める。

(付則)

この推進要綱は平成16年4月1日から実施する。

(付則)

この推進要綱は平成23年4月1日から実施する。

(付則)

この推進要綱は平成25年4月1日から実施する。

別表 1

ふれあい・子育てサロン事業助成対象経費

1. 対象とする経費：子育て中の親子の見守り、交流、援助等のサロン活動

項目	助成対象経費 具体例
活動報償費	講師・指導者などに対する協力へのお礼（講師旅費を含む）
会場使用料	事業を実施するための会場使用料など
修繕費	活動場所拠点の整備など
備品費	事業をするために必要な備品（例：ゲーム用品・ポット・食器等）
需用費	事務用品・事業用消耗品費（材料費）事業に係る切手・電話代など 活動事業に必要な肥料・苗・用具等 勉強（健康食作り）のための調理実習の食材料費
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料やチラシ作成費等
水道光熱費	電気、ガス、水道代（例：公民館エアコン代）
貸借料	事業を実施するための会場使用料や機器の借上げ料など （例：視察研修のためのバス借り上げなど）
その他	事業の実施に必要であると特に社協会長が認めたもの。

※対象経費については、サロン事業に係わるものとする。

2. 対象とならない経費：子育てではなく娯楽・遊興的要素がつよいもの

項目	助成対象とならない経費
活動報償費	主催関係者への謝金など
旅費	参加者旅費・宿泊費
使用料及び貸借料	参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料等 観光目的のためのバス借り上げ等 （※娯乐的な要素がつよい経費）
会議費	参加者の飲食代（お茶菓子・お茶代・お弁当等） 参加者の慶弔に関する経費
消耗品費	参加者への景品やプレゼント
損害保険料	サロンに係わるボランティアは、個人が加入するもののため、活動助成金対象外とする。 ※ボランティアが活動保険加入時には、社協より一部補助もある。

※参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料については、参加者の会費等にて使用することができる。飲食代や慶弔に関する経費についても同様である。